

第25日

平成27年9月25日（金）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第71号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） おはようございます。

ただいま議題となりました第71号議案につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

第71号議案朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

番号利用法によると、特定個人情報の保護措置のうち個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を読みかえて規制するものについては、地方公共団体にはその適用が及ばないことから、読みかえの趣旨を踏まえて条例の整備を行うことが求められています。特定個人情報の目的外利用やほかの機関との情報連携などについて適正な取り扱いを確保するために条例を改正するものです。

本委員会といたしましては、番号利用法が公布されたことに伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第71号議案朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 第71号議案につきまして反対として討論いたします。

安倍政権は社会保障を充実させるためとの口実で消費税を2014年4月から5%から8%に増税しましたが、その口実とされた社会保障は、年金、医療、介護、生活保護などあらゆる分野で負担増、給付減を押しつけています。

マイナンバーについても、社会保障をきめ細かく的確に行うためとの説明をしていますが、これまでの政府の方針から、社会保障が充実することはあり得ないと考えます。

マイナンバー法を閣議決定した当時の古川国家戦略大臣も、本当に必要な人にはきちんと給付を行う一方で、そうでない人には遠慮してもらい、そのための重要なインフラだと発言し、著しく社会保障を行うものではなく、マイナンバーを選別の手段として用いることを明らかに語っています。つまり国民の税負担と社会保障給付を効率的に把握し、負担が少ないのに過剰な社会保障の給付を受けていないかをチェックし、給付を制限したり、受診制限につなげる手段として利用するための導入と言えるのではないのでしょうか。

住基ネットでも行政の効率化、国民の利便性をうたって導入されましたが、どれだけ行政の効率性、国民の利便性に貢献したと言えるのでしょうか。巨額の費用をかけて導入しながら、住基ネットは多くの国民にとってメリットもなく、情報流出の危険を負うだけと言えるのではないのでしょうか。

日本年金機構では、年金の個人情報管理しているシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、約125万件にも上る個人情報が流出したことは、また耳新しいことです。サーバー攻撃や行政の不手際による情報の漏えい、正当な目的の範囲外での使用等により行政が保有している個人情報が流出することが近年では珍しくありません。マイナンバーは個人に配付されるカードに記載されるので、誰でも知ることができ、複数の機関でデータマッチングが可能であり、民間で利用も行われることから、情報漏えいによる不正利用の危険性が極めて大きいと言えるのではないのでしょうか。

マイナンバーの狙いは社会保障削減にあるのであり、個人情報の流出が懸念される中、導入すべきでないと考えます。

議案第71号に関する条例の改正であり、反対を表明し、討論とします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 賛成の立場で討論させていただきます。

この議案につきましては、マイナンバー制そのものの議案ではございません。マイナンバー制を導入するに当たっての規定の整備、いかにしてそれをスムーズに運用できるようにするかという議案でありまして、この規定の整備をきっちりやるのが朝倉市並びに地域に対して確実な実施をできる議案であるというふうに思います。

よって、この議案に対しましては賛成とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。10番中島秀樹議員。

○10番（中島秀樹君） 賛成の立場から討論させていただきます。

マイナンバー制度は先進国では多々導入されておりまして、日本はどちらかというと後進的でございます。そういった先進的なマイナンバー制度を取り入れることによりまして行政手続の簡略化が図れるというふうに感じております。

また、縦割り行政とよく言われますが、このマイナンバーによるデータを使うことによって効率的な行政運営も図ることができるかと思っております。

そういった意味で、マイナンバーにつきましては国民が受ける恩恵は大というふうに考えております。この条例はその運用についてを条例で定めるものでございますので、私は必要な条例というふうに感じております。賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおりを決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第57号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 今福勝義君登壇）

○環境民生常任委員長（今福勝義君） ただいま議題となりました第57号議案のほか6件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第57号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計は、地域改善対策の一環として、歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備、改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また、旧朝倉町においては水洗便所改造資金貸与事業が実施されていたもので、平成25年度に水洗便所改造資金は完済されております。現在は住宅新築資金等貸付金の償還率向上を図ることを目的とし、償還を推進しているものです。

住宅新築資金等貸付金につきましては、貸付利子額を含む貸付金総額19億1,190万4,000円から繰上償還による利子減額、不納欠損額、平成25年度までの償還済み額を差し引き、さらに平成26年度の償還額703万8,000円を差し引いた貸付残額が1億2,106万7,000円で、平成26年度末の累計償還率は93.5%となっております。

執行部の説明によりますと、平成26年度の実績としては、滞納者に対して毎月催告書を送付し、電話催告や訪問徴収による徹底した償還指導を行うとともに、借受人及び連帯保証人の死亡や相続人の相続放棄により回収不能な債権については、不納欠損を行うことで回収が見込める債権に集中して取り組める環境を整えたとのことです。

なお、滞納者に対しては、今後も可能な限り面談を行い、償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促すなど、滞納問題の解決に取り組んでいくとのことでありました。

歳出につきましては、基金積立金1,046万5,000円は今後の歳入不足に備えるため、朝倉市住宅新築資金等貸付事業財政調整基金に積み立てたとのことです。

また、貸付金の財源として借り入れた起債の最終償還期限は平成35年度となっており、金利の高い起債については繰上償還済みであるとのことです。

本委員会といたしましては、住宅新築資金等貸付金の収入未済額は多額であるが、滞納者に対して電話催告や、弁護士と連携し法的整理を行うなど、償還率の向上に向けた地道な努力がなされていることから、今後さらなる取り組みを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第59号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本特別会計につきましては、国民健康保険事業を賄う事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

まず、事業勘定につきましては、執行部の説明によりますと、国民健康保険被保険者数は平成25年度平均に比べて減少していますが、平成26年度の1人当たり療養諸費は39万7,000円で、前年度とほぼ同額とのことです。

歳入歳出決算状況につきましては、歳入については国民健康保険税の占める割合は19.1%となっておりますが、国民健康保険税の現年度分収納率は94.1%であり、平成25年度と比較すると0.79ポイント向上しているとのことです。

また、歳出では62.4%を保険給付費が占めていますが、平成25年度と比べて約3%の減少となっており、その要因としては、関係課と連携しての出前講座、電話などによる特定健診の受診勧奨や受診後の保健指導の効果が考えられるとのことです。

平成26年度の歳入歳出差し引き額は6億6,927万1,000円の歳入不足となっております。

次に、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出差し引き額が4万5,000円となっております。

執行部の説明によりますと、主要事業としましては健診時の検査をスムーズに行うための検査装置などの購入を行ったとのことです。外来受診者数は1万6,550人、誕生月検診者数は1,770人と、どちらもほぼ前年度と同様であったとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、平成26年度はこれまでの関係各課の取り組みにより医療費の削減と国民健康保険税の収納率の向上がなされていますが、今後も関係各課のさらなる連携と努力により医療費削減と国民健康保険税の収納率向上に努めていくことを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第60号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

後期高齢者医療制度の運営は、福岡県後期高齢者医療広域連合が資格の管理、保険料の決定、医療給付などの保険財政の中心的な業務を行い、市では保険料の徴収及び相談、各種申請及び届け出の受け付け、医療証の交付などの窓口業務を行っております。

執行部の説明によりますと、平成26年度の事業実績では、保険料の徴収業務につきまして新規加入者への口座振替の推進、保険料未納者に対する督促や催告、納付相談を実施するなど、保険料の収納率向上に努めたとのこと。その結果、広域連合が定めている予定収納率99%を超え、現年度分保険料収納率は99.6%の実績を残すことができたとのこと。

また、その他の業務としましては、制度を広く周知していくため、毎月開催している医療証交付式での制度説明、広報紙への掲載及びパンフレット配布などの広報活動に努めたとのこと。であります。

歳入歳出差し引き額は2,695万9,000円となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、後期高齢者医療制度は高齢者の医療を担う制度であり、保険料の徴収については厳しい部分もあるかと考えられますが、引き続き収納対策課と連携をとり、収納率の向上に努めることを要望して、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第61号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

介護保険は、介護を要する状態となっても人としての尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する制度で、40歳以上の住民で公平に支える制度として平成12年にスタートし、市は要介護認定、保険給付を行い、その財源として必要な費用の半分を国、県及び市の公費負担で賄い、残りを被保険者から保険料を徴収し、運営しております。

本特別会計につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

執行部の説明によりますと、まず保険事業勘定につきましては、平成27年3月31日現在の第1号被保険者数総数は1万7,101人、そのうち要介護認定者数は3,134人で、平成26年3月31日時点の認定者数と比較して111人増加しているとのこと。

歳入では、介護保険料収納率の現年賦課分が99.13%となっており、歳出では、介護給

付費が49億9,750万9,000円で全体の94.5%を占め、平成25年度に比べて104%と増加しておりますが、計画値を下回っております。その結果、朝倉市介護給付費準備基金については11万8,000円を積み立て、平成27年5月31日現在の基金残高は3億7,981万1,000円となり、基金を取り崩す必要がなく、今後の介護保険事業に必要な経費が不足した場合の財源確保ができたとのことです。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、要支援1及び2の人に適正な予防サービスを提供することで、心身及び生活機能の維持、改善を図り、自立した生活を維持できるように支援することを目的としております。この事業では、朝倉市地域包括支援センター、あるいは委託先の居宅介護支援事業者において要支援認定者のケアプランを作成しています。平成26年度の歳入総額は3,204万7,000円、歳出総額は2,289万1,000円で、この差額は翌年度へ繰り越されるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、これからの介護保険制度の方向性として新たに第6期介護保険事業計画も策定されており、高齢者が健康で長生きできるような仕組みづくりに向けてさらなる努力を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第69号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,327万1,000円を追加しようとするものです。

内容といたしましては、平成26年度の退職者医療療養給付費交付金の確定に伴い、当該年度に概算にて超過交付された額を社会保険診療報酬支払基金に返納する精算金を計上するものです。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第70号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,982万8,000円を追加しようとするものです。

内容といたしましては、歳入は介護給付費準備基金繰入金及び平成26年度の決算確定に伴う繰越金です。歳出は平成26年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国庫支出金、県支出金及び社会保険診療報酬支払基金への返還金を計上するものです。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第72号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公

布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。同法に規定する通知カード及び個人番号カードの初回交付費用については個人番号カード交付事業費補助金の対象となり、手数料が無料となりますが、交付後に紛失や破損などの個人の責により再交付を行う場合は自己負担となり、再交付手数料を定める必要が生じたことから、通知カード500円、個人番号カード800円の手数料を定めるとのことです。

執行部にそれぞれの再交付手数料の額の根拠をただしたところ、国からの要綱に示された額であること、また、福岡県下28市への調査結果によると、未回答2団体を除き、朝倉市と同額での条例改正の予定とのことでした。

本委員会といたしましては、条例の制定が法の公布によるものであることから、執行部の説明を了とし、本制度については十分な周知を行うことを要望して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第57号議案平成26年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第59号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり認定

されました。

次に、第60号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第61号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第69号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第70号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第72号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第58号議案ほか8件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 稲富一實君登壇）

○建設経済常任委員長（稲富一實君） ただいま議題となりました第58号議案ほか8件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第58号議案平成26年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出の決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額621万8,000円となっています。

簡易水道の設置箇所は7カ所、給水区域は7区域です。現在、給水人口は250人で、年間総配水量は4万8,000立米となっています。

歳入は水道使用料、一般会計繰入金など、歳出は施設の維持管理費が主なものです。平成26年度においては、安心安全な水の供給ができるように配水施設修繕工事などの施設の維持補修や、全施設において水道法等の規定に基づく原水、浄水の水質検査を行うなど、水質管理に努めてまいりました。

審査に当たっては、施設の老朽化が進んでいることもあり、今後の矢野竹、鬼ヶ城、寺内簡易水道の考え方を確認しました。

執行部によりますと、矢野竹と寺内の簡易水道は平成31年に完成予定の小石原川ダムの整備にあわせ上水への編入を検討しているとのことでした。鬼ヶ城については距離が遠いので上水を引くことは難しく、今後の施設の運用について検討していくとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第62号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額20億6,538万円となっています。

本会計は、筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営を行っています。筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業は、平成26年度に下水道管を7,743メートル布設し、29.18ヘクタールの整備を行いました。26年度末現在、全体計画面積888ヘクタールに対し、面整備率は56.5%の状況です。朝倉処理区特定環境保全公共下水道については、三奈木処理区の測量設計及び朝倉中央浄化センターの長寿命化工事を行い、雨水事業については、堤1号雨水幹線の物件補償、浸水対策工事を行っています。

また、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するために企業会計移行計画を策定し、資産調査、評価等を行っています。

歳入は使用料収入のほか、受益者負担金、下水道整備に係る国庫支出金、事業債の借入れ、一般会計からの繰入金、歳出は下水道の建設事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第63号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額3億8,440万1,000円となっています。

本会計は、6地区の農業集落排水事業、中島地区の小規模集合排水処理事業及び美奈宜の杜地区の地域排水処理事業の計8地区に係る下水道の管理運営を行っています。

農業集落排水事業は、計画していた主要な建設工事は完了し、現在は維持管理が主な事業となっています。

農業集落排水施設は老朽化が進み、維持管理費もふえていることから、平成25年度に行った機能診断調査に基づき、平成26年度は長寿命化に必要な対策工法等を定めた最適整備構想計画を4地区策定し、27年度は残り2地区を策定する予定です。

また、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するために企業会計移行計画を策定し、資産調査、評価等を行っています。

歳入は使用料収入のほか、長寿命化対策事業に係る補助金、一般会計からの繰入金、歳出は施設の最適整備構想策定業務委託料や窓口業務委託などの一般管理費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

審査に当たっては、老朽化が進む施設の今後の整備計画を確認いたしました。執行部によりますと、全ての処理場や管路について機能診断、基礎調査を行い、状況を把握し、向こう40年間でどういった管理をするのが最適なのかという最適化整備構想を策定し、長寿命化に取り組んでおり、今後は交付金を用いて維持補修を行っていくとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定す

べきものと決しました。

次に、第64号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額2億5,589万3,000円となっています。

本会計は、下水道の集合処理区域外地域の市設置型合併浄化槽の設置、維持管理に係る事業です。平成26年度は甘木地区18基、杷木地区32基、計50基の設置を行い、管理基数は合計1,360基となっています。

また、平成29年度から地方公営企業会計へ移行するために企業会計移行計画を策定し、資産調査、評価等を行っております。

歳入は分担金、使用料、浄化槽整備に係る国庫支出金、一般会計からの繰入金、歳出は建設事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

また、平成27年度で契約満了となる窓口業務委託に関しては、人員の削減や残業代の減により経済効果の成果は上がっており、業務改善の面からも今後も継続して委託を行っていききたいとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第65号議案平成26年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額37万2,000円となっています。

烏集院工業団地の管理業務として、調整池、緑地帯などの市有地部分の草刈り及び工業団地からの放流水の水質調査などを行いました。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第66号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月からキリンビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものです。

まず収益的収入及び支出について、収入は1億4,381万6,000円で、同工場からの水道料金が主なものです。支出は1億2,160万6,000円で、職員7名分の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は1,228万1,000円で、両筑平野用水2期事業に係る負担金の一部をキリンビールが負担した額を受け入れたものです。支出3,005万7,000円で、両筑平野用水2期事業の市の負担金が主なものです。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,777万6,000円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填しています。当年

度純利益は2,150万6,000円となり、これに新会計制度移行処理による変動分3億7,860万5,000円を加算し、当年度未処分利益剰余金が4億11万2,000円となりました。これを全額建設改良積立金として積み立て、処分後残高をゼロ円としています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高5億2,099万3,000円となるとのことです。

審査に当たっては、キリンビール福岡工場への工業用水道管更新事業の進捗状況を確認しました。執行部によりますと、計画総延長は8,354メートルであり、平成26年度に基本設計、平成27年度に詳細設計、平成28年度から5年計画で管の布設を行い、なるべく市道を通して、路線は現在の管が埋設されているルートと極力変わらないように考えているとのことでした。

また、企業誘致などに伴い、工業用水として今後キリンビールだけでなく、新たな企業に向けて送水を行う可能性があるのかを確認いたしました。執行部によりますと、市の工業用水は企業に原水を送水し、企業内にある浄水施設で浄化して使用するものであり、浄水施設を持たない他の企業に送ることは難しく、今後、新たな企業が誘致された場合には上水を使っていただくようになるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第67号議案平成26年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は6億1,490万4,000円で、水道料金、加入金、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は4億8,662万9,000円で、再任用を含めた職員6名分の人件費、持丸浄水場ポンプや管路などの修繕費、福岡県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金、県南水道企業団からの受水費、減価償却費、消費税の納付、企業債の利子償還などで、施設の維持管理に係る経費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は5,142万3,000円で、旧杷木町分の企業債の元金負担金、両筑平野用水2期事業負担金の一般会計負担分、旧甘木市分の渇水対策事業に係る企業債など、一般会計からの繰入金が主なものです。支出は2億5,867万円で、両筑平野用水2期事業の負担金、配水管布設がえ工事費、持丸浄水場のろ過池制御盤及び高圧電気ケーブルの更新費用、企業債の元金償還などです。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億724万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額で補填しています。当年度純利益は1億1,798万3,000円となり、これに新会計制度移行処理による変動分8億1,195万8,000円を加算し、当年度未処分利益剰余金が9億2,994万1,000円となりました。これを全額建設改良積立金として積み立て、処分後残高をゼロ円としています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は11億6,990万9,000円となるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第73号議案市道路線の廃止についてです。

廃止する路線は、自動車学校裏線、延長180.1メートル、幅員1.8メートルから2.4メートルで、甘木自動車学校の開発に伴い、市道のつけかえのために廃止するものです。

本委員会では現地調査を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第74号議案市道路線の認定についてです。

認定する路線は、西原10号線、延長179.8メートル、幅員4メートルで、甘木自動車学校の敷地に挟まれていた市道自動車学校裏線を廃止し、開発後、同敷地横に新設つけかえを行うもの、六反田7号線、延長44.6メートル、幅員6メートルで、開発行為により道路用地として寄附を受けたもの、土取6号線、延長102.3メートル、幅員6メートルで、同じく開発行為により道路用地として寄附を受けたものの3本です。

審査に当たっては、市道認定予定である道路の舗装の厚みの検査方法を確認しました。執行部によりますと、竣工写真をもとに確認し、検査を行っているとのことでした。このことに対し委員からは、将来的には市の財産になるものなので、距離が長いのであれば、部分的にコア抜きを行って検査を行い、舗装の厚みの把握を行ってほしいとの意見が出され、執行部から、今後は施工延長や施工面積でコア抜きについて判断を行い、竣工検査に臨みたいとの回答を得ました。

本委員会では現地調査を行い、認定基準に合致していることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれまして、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第58号議案平成26年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり認定

されました。

次に、第62号議案平成26年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第63号議案平成26年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第64号議案平成26年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第65号議案平成26年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第66号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第67号議案平成26年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第73号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時5分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第56号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 柴山恭子君登壇)

○決算審査特別委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第56号議案平成26年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成26年度の一般会計の決算は、歳入総額269億3,598万4,000円、歳出総額265億5,241万4,000円で、歳入歳出差し引き3億8,357万円、実質収支では2億256万8,000円の黒字決算となっています。これは前年度に比べ、歳入は8.6%、25億3,390万2,000円の減、歳出は8.2%、23億5,936万6,000円の減、実質収支は1億6,364万8,000円の減となっています。

審査に当たっては、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査、またはこれまでの決算審査の中で出てきた意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から鋭意審査を行っていました。

本決算は、歳入面では市税において法人市民税の減収や固定資産税率の引き下げ等に伴い減となり、地方交付税等において普通交付税は両筑平野用水2期事業や包括算定経費の減要因等により減となり、臨時財政対策債を含めると3億3,300万円の減となりました。

歳出面では、平成24年の豪雨災害等に係る復旧事業や、両筑平野用水2期事業負担金などが減となりました。これにより、歳入歳出ともに前年度を大きく下回りました。

経常収支比率につきましては92.5%と昨年度より5.3ポイント上がっており、扶助費など社会保障費などの増加が見られ、今後も引き続き厳しい状況が続くと推測されます。

これらの状況の中、国の地方財政措置により財源として有利な事業を行ったこと、合併特例債などの活用で後年度の一般財源の支出の縮減にも努められ、公共施設等整備基金、財政調整基金の積み立てや繰上償還を行った上で黒字決算となっております。

本委員会といたしましては、本決算でも地方交付税等の合併優遇措置を約12億円受けていることを考慮すると、これらの優遇措置が終了する平成33年度以降に備え、現在の行政評価の取り組みに基づく分析を推し進め、さらなる効率的な行政運営に努めていただくこ

とを要望し、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第56号議案平成26年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。1番和田庄治議員。

○1番（和田庄治君） 第56号議案平成26年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

厳しい財政状況の中で、予算執行で非常な御苦勞をされて執行に当たってられることとは思います。

予算執行の中には賛成する部分、多々ありますが、1つの任意団体でしかない部落解放同盟の1,000万円にも上る補助交付金、全日本同和福岡県連合会への200万円の補助交付金など納得できない部分も含まれています。

また、繰上償還5億8,000万円、不用額13億4,000万円など、市民への要求に応ええるような額も上がってきております。

こういうものも鑑みて、今後の予算組み、決算のことも考えていただきたいということによって反対を表明し、討論とします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 賛成の立場で討論いたします。

4日間にわたる決算審査特別委員会で慎重に審査を行い、委員長報告にもありましたように、平成26年度決算は適正に処理されたものだと思われれます。

委員会の折の討論でも述べましたように、今後の合併優遇措置の減少と市庁舎建設などの大型事業の遂行を見据え、執行部の自主財源を確保する努力と、さらなる経費削減を期待し、本決算は認定すべきものと考え、賛成といたします。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第56号議案は原案のとおり認定さ

れました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた27請願第2号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇)

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました27請願第2号につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

27請願第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書についてです。

本請願は、1、子どもたちの教育環境改善のために少人数学級を推進すること、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上2つの事項を求める意見書を国の関係機関に提出してほしいというものです。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、この件に関する国や県の動向について説明を受けたところです。それによりますと、平成26年に開催された第66回全国都市教育長協議会及び福岡県市町村教育委員会連絡協議会において平成27年度福岡県教育施策及び予算についての提言が決議され、県へ提出されたとのことでした。

また、本年度も第67回全国都市教育長協議会において、義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期することや、少人数学級や障がいの多様化に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することなどが決議され、文教に関する国の施策並びに予算についての陳情書の提出が昨年同様に予定されているとのことでした。

執行部としてもきめ細かな指導の充実を図り、子供たちの基礎学力の向上とあわせて教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から本請願の趣旨に同意できるとのことでした。

本委員会といたしましては、多忙な教職員の負担が軽減されること、また、教育は重要であり、国家が力を入れるべきものと考えことから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、27請願第2号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げて報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇)

○議長(浅尾静二君) それでは、27請願第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、27請願第2号は採択することに決しました。

次に、第68号議案の審議を行います。

それでは、第68号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時27分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会から意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第75号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、朝倉市監査委員、永松敏行の任期が平成27年12月3日に満了することに伴い、職権を有する者のうちから再度同人を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、次に、意見書案について、提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇)

○総務文教常任委員長(堀尾俊浩君) それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました27請願第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第でございます。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

(総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇)

○議長(浅尾静二君) お諮りいたします。

発議案第5号については、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第75号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

発議案第5号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

第75号議案については会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第2号及び発議案第5号については会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第75号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

発議案第5号については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第5号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成27年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分閉会